

平成27年労第571号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の税理士法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、税理士補助業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自殺を図り、同年〇月〇日、Cクリニックに受診したところ、「うつ状態、不安障害」と診断された。その後、同年〇月〇日、再び自殺を図り、同年〇月〇日、D病院に受診し、「うつ病」と診断された。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、直接死因：窒息、その原因：縊頸」とされている。

請求人は、平成〇年度中にベテラン職員が病気療養のため休業したことや事業場の業務拡大によって、被災者が平成〇年以降業務多忙となり、残業や業務の自宅持ち帰りで追い詰められ、精神的にも肉体的にも強い負担がかかっていったことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「主治医意見、発病の状況等から、被災者に発病した精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、『F32 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）であり、発病時期は平成〇年〇月頃と判断する。」旨の意見を述べている。

被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、被災者がやってもやってもなくなる仕事に耐え切れず、本件疾病を発病し、命を絶ったのではないかと思うと述べ、業務に関する出来事として、①平成〇年秋頃ベテラン職員が病気治療のため長期療養したため業務が増加したこと、②平成〇年〇月E事務所が設置されたことに伴い業務がかなり煩雑になったこと、③平成〇年〇月頃上司から叱責を受けたこと、④平成〇年〇月セミナーの担当になったこと、⑤平成〇年〇月頃事業場周辺の住民から夜遅くまで電灯がついていると指摘され、持ち帰り残業が増加したことなどを主張している。

ア ①の出来事について、請求人は、「いつから休職したかは不明であるが、長期間にわたり仕事に影響する可能性があり、被災者は自分に仕事が回ってくると心配していた。具体的にどのような業務が増えたのか詳細は分からない。」旨述べている。

この点について、F税理士は、「入院したのはGという職員で、平成〇年〇月から入院したが、Gが担当していた業務を被災者を含むGより下の職員に担当させることはできないので、私や課長職の者で分担した。被災者に業務が割り振られて、業務増になることはなかった。」旨述べ、H代表も、「Gの休職に伴い業務量が増えるのは、顧客を直接担当する課長職以上の者だけであるので、社内業務を担当していた被災者の業務量が増えるということはない。」旨述べるほか、I課長、J、K、L課長も、それぞれ同旨を述べている。

これらの申述からすると、当該出来事によって被災者自身の業務量が大きく増加したものとは認められず、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものとみても、その心理的負荷の総合評価は、「弱」にとどまるものと判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、「会計データの入替えが必要であったほか、人員がE事務所に移ってしまい、かなり業務が煩雑になったと聞いている。通常であれば、確定申告の時期を過ぎれば業務は落ち着くが、同年〇月以降も慢性的に忙しい状態が続いており大変であると被災者は言っていた。」旨述べている。

この点について、F税理士は、「E事務所が稼働し始めたのは平成〇年〇月からであるが、会計データの移行は行っていない。前年度の同時期と比べる

と業務は増えているが、慢性的に長時間の残業を必要とするような状況ではなかった。」旨述べるとともに、H代表は、「システムが違って操作としてそれほど大きな違いがあるわけではなく、被災者だけに業務が増えたわけではない。また、深夜遅くまで残業しなければ処理できないだとか、休日出勤をしなければ対応できないような業務の増加はなかった。」旨述べるほか、I課長、J、K、L課長も、それぞれ同旨を述べている。

これらの申述からすると、当該出来事によって、例年に比べて多忙となり、被災者自身の業務量も増加したことは推認できるものの、業務の内容は基本的に変更がない上、時間外労働時間が大幅に増加したものとまでは認められないから、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみても、その心理的負荷の総合評価は、「弱」とであると判断する。

ウ ③の出来事について、請求人は、「上司というのは、H代表とF税理士であり、『間違っている。』、『こんなもの間違えてはいけない。』ときつい口調で言われたようである。ただ、人格を否定するような発言があったという話は聞いていない。」「誰が言ったかはっきり分からないが、それ以前にもミスがあると叱責されることがあったようである。『なんでこんな仕事にこれだけの時間がかかるのか。もっと効率よく仕事をしろ。』、『何ぼうっとしてるんだ。』と叱責されたと聞いたことがある。」旨述べている。

しかしながら、F税理士は、「私もH代表も被災者に対し直接業務について指揮することはなかった。そのため、課長等を通じて指示することはあっても、直接的に叱責することはない。業務を依頼した際に、間に合わない可能性があれば、何とか間に合わせてほしいとお願いすることはあるが、叱責するようなことはない。」旨述べ、H代表も、「直接的に指示をする機会ほぼない。課長等を飛び越えて、被災者を直接叱責するようなことはあり得ない。」旨述べている。また、I課長は、「業務指導は私が被災者に行っているので、H代表やF税理士が被災者に直接叱責をすることはあり得ない。」旨述べ、L課長は、「指示命令系統からいって、H代表やF税理士から注意を受けることは考えにくい。」旨述べるほか、Jも同旨を述べ、Kは、「被災者がH代表やF税理士から叱責を受けている場面を見たことはない。」旨述べている。

これらの各申述からすると、指揮系統からみて被災者がH代表やF税理士

から直接業務に係る指示や指導を受けているものとは認め難いところ、被災者に対する指導等は直属の上司である I 課長が行っていたものであり、認定基準別表 1 の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、それは部下に対する一般的な通常の指導であり、業務指導の範囲を逸脱するような強い叱責があったものとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ ④の出来事について、請求人は、「セミナーの担当については、被災者からはパワーポイントを使って資料を作成する仕事をやっていると聞いていた。どのくらいの時期から当該仕事をするようになったかは分からない。」旨述べているところ、F 税理士は、「平成〇年〇月頃から被災者は簡単な作業についてミスが多くなったので、数字とは関係がないセミナー業務を担当してもらうことにした。」「確定申告業務のうち被災者が担当していた分は、他の者が引き受けるようにし、業務過多にならないように配慮していた。」旨述べるほか、I 課長、J、K、H 代表、L 課長も、それぞれ同旨を述べている。

これらの申述からすると、被災者がセミナーの担当になったのは、平成〇年〇月頃からであり、同人の本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

オ ⑤の出来事について、請求人は、「被災者が持ち帰ってどんな仕事をどのくらいの時間していたのかは分からない。」旨述べているが、F 税理士は、「請求人が指摘するような事実はない。事務所周辺は会社などが多く、明かりがついていても迷惑になるとは思えない。平成〇年〇月頃からは事務所の繁忙期になるので、H 代表がなるべく早い時間に仕事を終えて帰ろうと呼び掛けていた。」旨述べるほか、I 課長、J、K、H 代表、L 課長も、それぞれ同旨を述べている。

これらの申述からすると、請求人が主張する事実は確認できず、仮に当該出来事が認められたとしても、平成〇年〇月頃の出来事であって、被災者の本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

カ 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

(ア) 事業場における出退勤の管理については、出勤簿やタイムカードはなく、業務日報により行われていたところ、H 代表が、「税理士という業務の性質

上、公的な立場にあると考えているので、業務日報を含め、事務所内の書類について虚偽の記載をするようなことはあり得ない。」旨述べ、I課長が「自己申告であるがおおむね正確な時間を記入していると思う。」旨述べるほか、J、K、L課長もそれぞれ同旨を述べている。

(イ) 一方、請求人は、「時間外労働は、事業場の説明によっても80時間近くある月もあるが、実際には更に長時間労働があったはずである。被災者は、毎日毎日遅いので、事業場に行きたくないということも言っていた。被災者は長期にわたり実際には80時間から100時間を超える時間外労働をしていたはずである。」旨主張しているものの、被災者の労働時間について、明確な根拠に基づく具体的な時間数を主張しているわけではない。

(ウ) 当審査会としては、一件記録を精査するも、監督署長が認定した時間外労働時間数を上回って、被災者が時間外労働に従事したことを認めるに足りる証拠はなく、最大でも1か月当たり34時間30分の時間外労働時間であったものと判断せざるを得ないから、被災者が恒常的な長時間労働に従事していたものとは認められないものと判断する。

キ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が3つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とあることから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。